いつまでも自分らしく安心して暮らせるように

I’サポート通信（vol.4）

Te to Te

👋 と 👋

I’サポート新宮の広報誌です。「てとて」と読みます。

後見説明会　㈱筑豊製作所にて

NPO法人 I’サポート新宮

〒811-0111 福岡県糟屋郡新宮町三代450-4

Tel ：(092)692-1992　Fax ：(092)692-1993

E-mail ：npoiss722@sirius.ocn.ne.jp

URL ：http://npoiss.jimdo.com/

高齢者とペットの共生について

ＮＰＯ法人 ピーサポネット　副理事長　藤野　善孝

近年、動物は飼主の生活に潤いと喜びを提供してくれる存在となってきています。しかし一方で、飼い主による動物に対する虐待行為やネグレクトそして動物取扱業者による過剰な繁殖計画や劣悪な環境下における飼育など様々な問題が数多く生じていました。

そのような中、平成 24 年 9 月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正した［改正動物愛護管理法］が、平成 25 年 9 月 1 日から施行され、飼い主は動物の命が絶えるまで適切に飼育しなければならないとする「終生飼育義務」が明確化されました。この法整備により飼主の責任が明確化され、「動物の福祉」に関しては、ある程度成果を出していると思います。しかし「高齢者の福祉」いう視点ではどうでしょうか？

高齢者が動物と共生することで、動物から癒しをもらい、「認知症予防」になり、体内の温度調節が難しい高齢者と気温に敏感な動物とが一緒に生活することで、真夏の熱中症による死亡事故を未然に防ぐことができるなど様々な効果が期待できるにもかかわらず、高齢者が動物と生活する機会を狭めていることにならないだろうか？

実際に高齢者が長年連れ添った動物を亡くしてしまい喪失感を感じながら日々の生活を過ごしている方は少なくありません。いわゆる「ペットロス」です。このペットロスを解消するには新たな「家族」を迎え入れることが効果的だと言われていますが、飼い主と動物の寿命を比較した際、動物の方が長いと判断した場合は、新しい「家族」を迎え入れることができないまま、「ペットロス」状態で終生過ごさないといけないのです。又、里親募集などで比較的年齢を重ねた動物を迎え入れようとしても、「終生飼育義務」の観点から高齢者の里親を拒否するケースも少なくないようです。

この「動物の福祉」と「高齢者の福祉」のアンバランスな状態をどうにかして解決できないかということで、平成 29 年 11 月 1 日にＮＰＯ法人ピーサポネットを設立しました。この団体は「高齢者の豊かなペットライフを創造する」という使命に基づいて、高齢者が動物と安心して共生できるように事前対策をアドバイスし、飼い主の「終生飼育義務」を果たせるようにする団体です。具体的には、飼い主の方が動物より先に亡くなったとして、残された動物が安心して終生過ごせる場所を事前に準備します。これで飼主は安心して動物達と生活ができますし、安心して新しい「家族」を迎え入れることができます。

このような活動を本格的に広めるために「ＮＰＯ法人」格から「認定ＮＰＯ法人」格になるように平成 31 年 1 月に認定申請を提出し、平成 31 年 6 月までに認定を取得できるように日々の活動をしています。認定ＮＰＯ法人ピーサポネットが誕生した際には、まずは福岡県から本格的な普及活動をスタートさせ、九州全エリアそして全国へと我々の活動エリアを広げていきたいと考えています。

最後になりますが、一人でも多くの高齢者が健やかに、そして幸せに満ちたペットライフを満喫できるよう日々努力していきますので、皆様のご理解とご尽力を賜りたいと切に願います。

初めての後見がおしえてくれたもの　I’サポート新宮 M.Y

初めてＹさんにお会いしたのは、４年前の寒い１月のことでした。
日頃、80 代の方との交流など一切ない私にとって、Ｙ さんとの出会いは緊張するものでした。「なんて声を掛けたらいいんだろう？」と思いながら、ご自宅の和室に恐る恐る入っていくと、薄い布団に横になっていたＹさんは目を見開いて「お前誰や、帰れ！！」と一喝。私は思っていた展開とかけ離れた状況に、思わず苦笑してしまいました。

「後見」などというと、弱々しいおじいちゃん・おばあちゃんを優しくお守りするものだと勘違いしていた私を、猛々しい声で一喝したＹさん。介護が必要でも、ちょっと認知があっても、Ｙさんはしっかりとその場の状況から、一番頼りなさそうな私を見ておられたのです。その後、行く度に「帰れ！」とは言われるものの、「また来ます！」と私が平気で返せるようになった頃には、Ｙさんは介護度５になり、食事でむせるようになって、自宅での介護が難しくなっていました。

後見人として、Ｙさんが快適な状況で安心して暮らせるよう、施設への入所決定を余儀なくされたのが、初めての出会いから２年後でした。一回り細くなった体で施設へ移られる姿は、私にとってつらい状況でした。Ｙさんはご自宅にいたがっていたからです。

施設に移られてすぐ、Ｙさんの部屋を訪れました。清潔な部屋で、真白い布団をかけられて気持ちよさそうに寝ておられました。私は心にある「申し訳ない」という思いを抑えて「Ｙさん、きれいなところに入れてよかったですね。気持ちよかでしょ？新しいお洋服も持ってきましたよ」と笑顔で話しかけました。するとＹさんは、うっすら目を開けて頷いて「ありがとう」と言われたのです。

Ｙさんとのおつきあいは、その後も続きました。食欲旺盛なＹさんは、施設に入っても自分の食事だけでは足りずに、隣の方に「ちょうだい」とおねだりされていたほどでしたが、誤嚥性肺炎で入退院を繰り返され、鼻からチューブを通すことになりました。あんなに食べることが好きだったのに・・。　そして、出会いから４年が過ぎた今年、冷え込んだ２月の早朝にＹさんは旅立っていかれました。後見人として厳しい決断の後でＹさんが言ってくれた、あの「ありがとう」の言葉は、私の中に今も残っています。

生活支援活動で思うこと　I’サポート新宮 K.A

NPO 活動としての生活支援は様々な活動があります。I’サポート新宮は、成年後見制度を学んだ会員が中心となり活動している団体です。

私共が支援している方は年老いた母と 40 代の兄弟の家族です。兄は社会と接点なくひきこもり状態、弟は働くことはできるが、経済の見通しが持てないので、生活に必要な、電気ガス水道料金も払えない状態でした。

広汎性発達障害の方やいわゆるグレーゾーンの方は自身も理解できないまま、成人となり

ます。知的障害や精神障害の方は法制度上、様々なサービスを受けることができるのですが、医療機関や、サポートセンターに向かうきっかけがないので状況はあまり変わりません。

さて、この家族は主に母親の年金で暮らしており、将来、兄弟 2 人の生活は厳しくなることは間違いなく、憲法 25 条 (注) に規定する理念に基づいた生活保護は、就労の意思が大切であることを会うたびに伝えています。支援として、先ず母親の健康管理で、デイサービスや老人向け配食サービスなどを多く利用し、母親の介護時間を減らし、子どもらが就労できる時間を作り、生活費は使える金額を日毎の袋に入れ、経済感覚を見えるように繰り返しています。本質は変わりませんが習慣になればと願います。

第三者が家族の中に入ることを最初は嫌がられますが、あいまいにせず必要なことを伝えることができます。先日、嬉しいことに、ひきこもりの兄がパートに出ることになりました。定着できるか不安ですが少しずつ自立を目指し、兄弟仲良く暮らせたらと願い、支援しています。

（注）憲法 25 条
①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

講演会のお知らせ

「～誰でもわかる公証役場～　**人生百歳時代への安心**　」

○日時　平成 31 年 1 月 25 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

○会場　シーオーレ新宮　視聴覚室

〈糟屋郡新宮町新宮東 2 丁目 5-1〉

○講師　博多公証役場　林 秀文　公証人

〔後記〕

豪雨、暴風、激震と、今年も日本列島は、自然の猛威に晒された年になりました。日頃から防災意識をもって、万一に備えておきたいものです。来年は消費税増税。財布のひもを締めて今後の人生設計を見直さないといけないかも・・・などと思っています。（平成 30 年 10 月）

会員募集中

年会費

正 会 員　5,000 円（1 口）

賛助会員　個人　3,000 円（1 口）

団体　5,000 円（1 口）